

『 笑顔で過ごす大庭の子 』

いじめ防止対策基本方針

大庭の子が笑顔で過ごすために・・・

子どもたちの笑顔を奪う大きな要因の一つとしていじめがあげられます。私たちは大庭小学校の子どもたちの笑顔を守るために以下のように考え、取り組んでいきます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。近年、インターネット等の急速な普及や価値観の多様化、ストレスなど、児童生徒をとりまく環境が大きく変わり、いじめの態様も複雑化しています。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

・学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。大庭小学校に集うすべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるように努めます。

- ・いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図るよう努めます。

- ・学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

- ・家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) 未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。

・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員の共通理解を図り、組織的に対応します。

・ 児童の変化を見逃さず見守っていくために、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりや一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、学級や学年の人間関係を把握するとともに、定期的に学校生活アンケートを実施します。

・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する取り組みを次のとおり実施します。

① 学校生活についてのアンケート調査

② 児童・保護者が相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行います。

ア) 学級担任やその他の職員との面談

イ) スクールカウンセラーとの面談

③学校以外の相談窓口について

学校以外の相談窓口として、藤沢市いじめホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間こどもSOSダイヤル（県立総合教育センター）があります。

（2）早期発見・早期解決のための取り組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ 教職員がいじめを発見したとき、又は児童や保護者等からいじめの相談等を受けたときは、当該いじめに係る情報を直ちに学校いじめ対策組織に報告します。
- ・ 各教職員は、学校の定めた方針等に従い、いじめに係る情報を適切に記録します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童の安全を確保するとともに児童・保護者の支援と、いじめを行った児童への指導及び支援とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ 関係保護者と連携を図りながら、状況に応じて必要な措置を講じます。
- ・ 傍観者的な立場の児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。

- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解するよう指導します。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

- ・ICTを活用したいじめの通報、相談を受け付けます。

(3) 道徳教育・人権教育・体験活動の充実

- ・いじめ防止のために、道徳をはじめ教科や特別活動の中で考え、議論することにより、子どもたちの心の豊かさを培うとともに、児童生徒が主体的に取り組む体験活動を通じて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にすること」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識の醸成に努めます。

(4) 情報モラル教育の推進

- ・インターネットやSNS上のいじめ防止に向け、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、インターネットを通じて発信される情報の特性等、情報モラル教育を推進すると共に保護者への啓発を行うよう努めます。

(5) 家庭との連携した取り組み

・子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。学校と家庭が連携していじめの未然防止に取り組んでいけるよう努めます。

(6) 地域と連携した取り組み

・日頃から子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促すよう努めます。

3 学校いじめ対策組織設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

校長、教頭、児童支援部（該当学年担当、児童支援担当教諭、いじめ防止担当者、養護教諭、スクールカウンセラー）

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討します。

(2) 活動内容

・ いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・実行・検証・修正

・ いじめに関する相談等への対応

・ 情報収集

・ いじめ事案への対応の検討・報告

(3) 会議の開催

必要に応じて開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

いじめの重大事態が発生した場合、学校又は教育委員会は、速やかに調査組織を設け、当該いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(3) 調査主体

いじめの重大事態の調査は、学校又は教育委員会が行うこととされていますが、調査主体については、教育委員会が判断します。

(4) 調査組織

学校が調査主体となる場合、各学校の学校いじめ防止基本方針に定められた調査組織にて調査を行います。

(5) 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供及び説明をします。

藤沢市立大庭小学校いじめ防止対策基本方針

2014年4月1日 制定

2022年4月1日 一部改訂